

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(自動車の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

【一】は、佐々江賢一郎アメリカ合衆国駐在日本国大使とデミトリオス・マランティスアメリカ合衆国通商代表代行(当時)との間で交わした二十十三年四月十二日付けの往復書簡を想起する光栄を有します。当該往復書簡で述べられたとおり、アメリカ合衆国は、自動車分野の貿易に関して長期にわたる懸念を継続して表明してきました。それらの懸念及びそれらの懸念にどのように取り組むことができるかについて議論を行った後、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、環太平洋パートナーシップ交渉と並行して自動車の貿易に関する交渉を当該往復書簡に添付されている付託事項に従って行うことを決定しました。

【二】は、両政府が当該付託事項に従って問題に取り組み、成功裡に並行交渉を妥結したことをここに確認することを喜ばしく思います。交渉の結果のうち、両国間の自動車の貿易に関する権利及び義務を定めるものについては、環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)の附属書二―Dに添付

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録に反映されています。【 】はまた、日本国政府に代わって、この書簡の添付文書に記載されている措置をTPP協定が両国について効力を生ずる日までに実施するとの日本国政府の決定を確認する光栄を有します。

【 】はさらに、両政府がTPP協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録の義務及びこの書簡の添付文書に記載されている措置の完全な実施の重要性を確認していることを確認することを喜ばしく思うとともに、民間部門が新規の及び強化された市場アクセスの機会を手にすることを楽しみにしています。

日本国政府は、特に、経済成長の更なる強化並びに二国間の貿易及び投資の更なる拡大のため、将来生起し得る自動車の貿易に関する特定の問題について、アメリカ合衆国政府との対話に取り組む用意があります。

【 】の返簡を楽しみにしています。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

自動車の強制規格、任意規格及び適合性評価手続

日本国政府は、次の1から5までに記載される強制規格又はその改正がTPP協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録第三条2の規定の対象となるものであることを確認する。

1 日本国政府は、国際連合規則R51及び国際連合規則R117の改正が自動車基準調和世界フォーラム（以下「WP29」という。）において採択された後の合理的な期間内に、これらの国際連合規則を自動車の認証のための自国の規則として採用する。

2 日本国政府は、自動車の輸入、認証、販売及び走行のため、燃料電池車に使用する水素タンクの設計及び安全性に適用される世界技術規則を二千十四年五月三十日に採用した。

3 日本国政府は、適格なHF01234yfの回収装置を高圧ガス保安法の規制から除外するため、高圧ガス保安法施行令に関する告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）を二千十四年七月十八日に改正した。

4 日本国政府は、安全性が確認されることを条件に、火工品が組み込まれた輸入自動車に搭載された安全

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

装置の受入れ、認証及び使用に必要な適時の法令の変更を行うよう努める。

5 日本国政府は、乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）がWP29において合意され、及び採択された後の合理的な期間内に、同試験法を受容する。

輸入自動車特別取扱制度に関する認証及び要件

1 日本国政府は、輸入自動車特別取扱制度（以下「PHP」という。）の下で輸入される自動車について排出ガス発散防止装置及び騒音防止装置の型式指定（以下「装置型式指定」という。）を認める方法を導入する。PHPの下での装置型式指定に基づく指定は、製造者がこの方法に基づく指定を選択した場合のみ審査の対象となる。装置型式指定が付与された排出ガス発散防止装置又は騒音防止装置を搭載する自動車については、次のとおりとする。

(a) 排出ガス又は騒音に関する抜取試験の報告を国土交通省に提出することを要求されない。

(b) 製造者は、第三者による立会いなしに品質管理の審査のための排出ガス及び騒音に関する抜取試験を行うことを許可される。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

2 日本国政府は、輸入自動車特別取扱制度の下で輸入される自動車の型式について、排出ガス及び騒音に関する要件に適合するために必要となる抜取試験の頻度が軽減されることを定める。当該型式の車両に対する試験の割合は、次の頻度を超えないものとする。

(a) 排出ガスに関する要件に関し、抜取試験の頻度は、最初の三百台については五十台に一台、その後は百台に一台という現在要求される頻度から次の頻度に軽減される。

(i) 過去の各抜取試験における実績が適用された要件を大幅に上回っている場合には、最初の千二百台については百台に一台、次の千八百台については二百台に一台、その後は三百台に一台

(ii) 過去の各抜取試験における実績が適用された要件を満たしているが、大幅に上回っていない他の全ての場合には、最初の三百台については五十台に一台、次の二千七百台については百台に一台、その後二百台に一台

(b) 騒音に関する要件に関し、抜取試験の頻度は、三百台に一台という現在要求される頻度から次の頻度に軽減される。

過去の各抜取試験における実績が適用された要件を満たしている場合には、最初の千二百台については

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

三百台に一台、次の千八百台については六百台に一台、その後は九百台に一台

3 日本国政府は、輸入自動車特別取扱制度の下で輸入される自動車について、最初の検査のために輸入者が当該自動車を国土交通省の施設まで輸送し、及び当該施設において提示することを要求される頻度が軽減されるよう、予備検査を実施する上で自動車の輸入者の敷地で行われる当該検査の頻度を増加することの実現可能性を積極的に検討する。

4 日本国政府は、輸入自動車特別取扱制度の下で輸入される自動車の検査及び所有に関する書類の提出及び支払を電子的に行うことについての輸入者の需要及び関心を測り、実現可能な範囲で電子的な当該書類の提出及び支払の拡大を図ることを検討する。

流通

1 日本国政府は、地方公共団体に対し、書面による手続により又は地方公共団体の代表者が出席する会合の場において、建築基準法第四十八条各項のただし書に定める適用除外の申請を審査するための過程を加速するよう要請する。日本国政府はまた、当該審査の過程の実施に係る時間及び他の要因に関する調査を

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

行い、当該調査を終了した後、地方公共団体がその審査の過程を完了することを目指す上で推奨される標準的な処理期間を設定することを追求する。

2 日本国政府はさらに、地方公共団体に対し、1の適用除外の申請を否認する前に又は当該申請に関する判断を行う上で困難に直面する場合には、適用される基準が満たされているかどうかに関し、適用される法令及び他の関連情報の解釈を決定するため、国土交通省と協議するよう要請する。

3 日本国政府は、日本自動車工業会及び日本自動車販売協会連合会並びにそれらの団体の各会員に対し、外国の自動車製造者を日本の市場において制限し、又は当該市場から排除する効果を有する反競争的な疑いのある業務行為を含む独占禁止法違反の疑いのある行為を公正取引委員会に報告するための手続について通報する。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(米国側書簡)

(訳文)

【 】は、佐々江賢一郎アメリカ合衆国駐在日本国大使とデミトリオス・マランティスアメリカ合衆国通商代表代行（当時）との間で交わした二十十三年四月十二日付けの往復書簡を想起した【 】年 月 日付けの【 】の書簡を受領したことを喜ばしく思います。当該往復書簡で述べられたとおり、アメリカ合衆国は、自動車分野の貿易に関して長期にわたる懸念を継続して表明してきました。それらの懸念及びそれらの懸念にどのように取り組むことができるかについて議論を行った後、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、環太平洋パートナーシップ交渉と並行して自動車の貿易に関する交渉を当該往復書簡に添付されている付託事項に従って行うことを決定しました。

【 】は、両政府が当該付託事項に従って問題に取り組む、成功裡に並行交渉を妥結したことをここに確認することを喜ばしく思います。交渉の結果のうち、両国間の自動車の貿易に関する権利及び義務を定めるものについては、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録に反映されています。【 】はま

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

た、アメリカ合衆国政府に代わって、この書簡の添付文書に記載されている措置をTPP協定が両国について効力を生ずる日までに実施するとの日本国政府の決定を歓迎する光栄を有します。

【 】はさらに、両政府がTPP協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録の義務及びこの書簡の添付文書に記載されている措置の完全な実施の重要性を確認していることを確認することを喜ばしく思うとともに、民間部門が新規の及び強化された市場アクセスの機会を手にすることを楽しみにしています。

【 】は、将来生起し得る自動車の貿易に関する特定の問題（アメリカ合衆国政府が適当な時期に提起することを希望する可能性のある昼間点灯並びにキーレス・エントリー及びタイヤ空気圧監視装置に関する問題を含む。）についての更なる対話の見通しを歓迎します。